

○ 棚倉町結婚紹介者報奨金支給要綱

平成 18 年 4 月 1 日

要綱第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内への定住促進を図るため、将来とも末長く棚倉町に居住する見込みの者に、配偶者を紹介した者(以下「結婚紹介者」という。)に対して、婚姻が成立した場合にこの要綱に定めるところにより、報奨金を交付するものとする。

(支給対象者)

第 2 条 棚倉町に定住する見込みのある者に、配偶者を紹介した者を支給対象者とする。ただし、営利を目的とした結婚斡旋業者は支給対象者としない。

(支給の要件)

第 3 条 報奨金の支給の要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 結婚を紹介された者のいずれかが町内に住所を有し、婚姻届を受理された時点で年齢が満 30 歳以上の者であること。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 婚姻後は棚倉町に住所を有し、定住する見込みのある者の婚姻であること。

(報奨金の額)

第 4 条 報奨金の額は、一組あたり 30,000 円とする。

(交付の申請)

第 5 条 この要綱の定めるところにより報奨金の支給を受けようとする結婚紹介者は、紹介された者の婚姻届が受理された日から起算して 6 ヶ月以内に別記様式により町長に提出しなければならない。

(報奨金の交付決定及び支給)

第 6 条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し報奨金の交付の決定を行い、町長から結婚紹介者に対し支給するものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(棚倉町結婚等報奨金支給要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 棚倉町結婚紹介者等報奨金支給要綱(平成 9 年要綱第 8 号)
- (2) 棚倉町農業後継者確保媒酌人報償金支給要綱(昭和 54 年要綱)